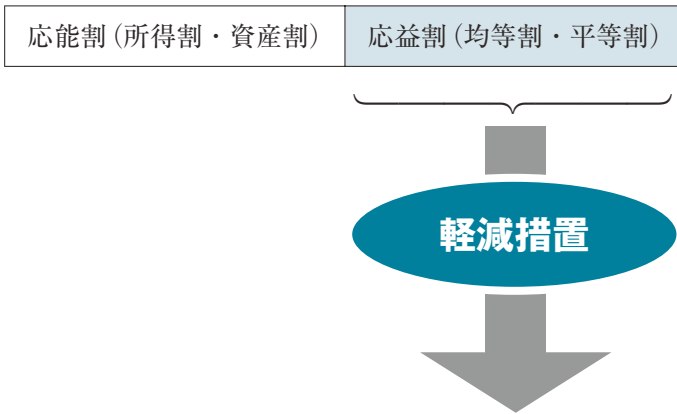


【所得の少ない世帯への軽減措置】

国民健康保険税は、所得のない方にも課税されます。このため、低所得世帯の税負担を軽減するため、一定基準内の世帯は、均等割と平等割が軽減される措置があります。

今回、この基準額についても、下図のとおり改正を行いました。

【国民健康保険税(医療分)】



保険税額	区分	改正前税額	改正後税額	合計所得金額
均等割 30,000円 [1人あたり]	7割軽減	9,000円	改正なし	33万円以下の世帯
	5割軽減	15,000円		33万円 + (24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下の世帯
	2割軽減	24,000円		33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下の世帯
平等割 33,300円 [1世帯あたり]	7割軽減	10,440円	9,990円	均等割の所得条件と同じ
	5割軽減	17,400円	16,650円	
	2割軽減	27,840円	26,640円	

【災害時などにおける減免措置】

国民健康保険税では、災害などの被害者に対する減免措置を設けています。今回、市民税、固定資産税において、この減免措置の対象期間の見直しを行

【国民健康保険税の減免規定(改正部分のみ抽出)】

号	減免できる事由	減免する額
1	世帯主が、震災、風水害、落雷、火災などの災害で障害者となったとき	災害で障害者となった日以後12カ月以内に到来する納期限にかかる保険税額の9割
2	前年中の合計所得金額1,000万円以下の世帯が、震災、風水害、落雷、火災などの災害で住宅または家財に3割以上の損害を受けたとき	損害割合と前年所得の区分に応じて、災害を受けた日以後12カ月以内に到来する納期限にかかる保険税額の1.25割から10割
6	前年中の合計所得金額が300万円以下の世帯で、次の事由に該当することにより所得が3割以上減少する見込みの人 (1)生計の中心となっている人が、長期療養(6カ月[入院の場合は3カ月]超)が必要となったとき (2)生計の中心となっている人が、失業(定年退職、自己都合による退職などを除く)、事業の廃止・休止をしたとき (3)生計の中心となっている人が、震災、風水害、落雷、火災などの災害で亡くなったとき	減少割合と前年所得の区分に応じて、申請日の属する年度分の所得割額の2割から10割、均等・平等割額の2割から6割

なったため国民健康保険税においても、これらの市税との均衡を考慮して、減免期間を見直しました。(左表のとおり)
その他詳細については、保険年金課にお問い合わせください。

※下線部分が今回の改正箇所

※同時に二つ以上の減免事由に該当するときは、減免額の最も大きい規定を適用します。